

資 料

平成 20 年 5 月 9 日

目次

内田准教授

- ・ 米国ではどのような歴史・文化・社会的な変遷・背景を経て今日のような協同組織金融機関となったのか、すなわち、米国におけるどのような事情が、現在に至る協金の進化に影響を与えてきたのか。 (佐藤委員) 3
- ・ わが国の協同組織金融機関は定期的に（月に数回）営業職員が顧客を訪問し、集金・振込み等の事務手続きから、資金や経営全般に関する相談に乗るとというのが一般的であるが、米国の協同組織金融機関やコミュニティバンクもそのような営業スタイルなのか。 (渡邊委員) 5
- ・ 協金WG2-3資料では貯蓄金融機関（mutual thrift）が取り上げられているが、スーパーやホテルなど、一般事業を兼業できる単一貯蓄金融機関（unitary thrift）については、その一種と考えてよいか。また、現在、新たなunitary thriftは認可されないが、その背景についてご教示願いたい。（金融業と一般事業法人との境界線を越える例外として注目しているため） (久保田委員) 6
- ・ 日本の信用金庫・地域信用組合の場合、会員・組合員の総会（総代会）参加による経営者へのチェック機能は、規模の大きい信用金庫等は中くらい以下の信用金庫等よりも弱いと考えられるが（会員等と経営者との距離が遠くなるため）、アメリカの信用組合の場合、規模の大きい信用組合と小さい信用組合との組合員の参加意識、チェック機能は異なるか。 (宮村委員) 7
- ・ 協金WG2-3 P12において、総会の理事選挙方法は4類型示されているが、どの方法が主流なのか。または、信用組合のコモンボンドの種類によって採用されるやり方が異なるのか。 (宮村委員) 8
- ・ 「地域」がコモンボンドの信用組合とその他のコモンボンドの信用組合とを比較した場合、組合員の経営チェック機能に違いはあるか。 (宮村委員) 9
- ・ 協金WG2-3資料6によれば、アメリカのクレジットユニオンでは信用保証が認められているが、これは制限付きと考えられるか。また、アメリカのクレジットユニオンは、日本と同様に、有価証券投資やシンジケートローンへの参加が認められているか。仮に、有価証券投資等が認められているとしたら、そこには員外貸付制限の抜けど道的な運用はなされていないか。 (久保田委員) 10

山村准教授

- ・ フランス、ドイツ、オランダはどのような歴史・文化・社会的な変遷・背景を経て、それぞれの国において今日のよう
な協同組織金融機関となったのか、すなわち、各国におけるどのような事情が、現在に至る協金の進化に影響を与えてきた
のか。 11
(佐藤委員)
- ・ 欧州において、金融市場に占める協同組合金融機関のシェアはどのような推移をたどっているのか。 12
(今松委員)
- ・ 協金WG2-4 P13のクレディ・アグリコル・グループの十字型相互保証制度について、地域銀行に対する差押債権者や倒
産管財人が現れた場合、中央機構の債務は法定債務なので支払義務が残存し、他の地域銀行も契約に基づく保証債務を負
う中、当該地域銀行の債務だけは契約債務なので第三者である差押債権者等を拘束せず、一方的に支払を免除されるよう
に思うが、この考え方でよいか。 13
もしそうであれば、十字型相互保証制度は中央機関と支払不能以外の地域銀行の信用リスクだけを高め、支払不能の地
域銀行の債権者に債務保証を与える結果になる（経済学的には中央機関や他の地域銀行のシステムック・リスクをチェー
ン・リアクションで高めてしまう）ように思うが、なぜ格付機関はこの十字型相互保証制度を高く評価するのか。
(久保田委員)
- ・ 協金WG2-4P39に「地域住民の代表が信頼性を証明した」「貸し倒れの可能性は低い」「企業に信用供与する」とある
が、十分な担保があっても地域住民の代表が支持しない企業には貸付できないということか。 14
仮にそうだとすると、マイノリティに対する信用排除の問題は生じないか。
(久保田委員)
- ・ 中央機関であるクレディ・アグリコルにしる、ラボ・バンクにしる、DZ銀行にしる、商業銀行とほぼ同じ土俵で競争
を繰り広げているようであるが、今後とも、協同組合性は維持されるとみてよいか。 15
(今松委員)
- ・ 中央機関は最後の貸し手の機能をどのように担っているのか。 16
(今松委員)
- ・ わが国の協同組織金融機関は定期的に（月に数回）営業職員が顧客を訪問し、集金・振込み等の事務手続きから、資金
や経営全般に関する相談に乗るとというのが一般的であるが、欧州の協同組織金融機関もそのような営業スタイルなのか。
(渡邊委員) 17

米国ではどのような歴史・文化・社会的な変遷・背景を経て今日のような協同組織金融機関となったのか、すなわち、米国におけるどういう事情が、現在に至る協金の進化に影響を与えてきたのか。（佐藤委員）

（内田准教授）

アメリカ金融システムはウォールストリートとメインストリート（地域）から形成され、この相互補完的な関係のもとに成り立っている。別の側面から言えば、同システムは市場論理と非市場論理という二面性を持ち合わせており、ウォールストリートが主に市場論理で機能するなかで、メインストリートの存在意義（本質）は市場論理とコミュニティの要請を調和させるところにある。市場化やグローバリゼーションの進展は、ウォールストリートの役割を大きくする一方で、メインストリートの存在意義をむしろ明確にする側面もある。メインストリート内は多様で、対立が生まれる場合もありそのあり方に議論があるのも事実だが、基本的には小規模銀行（コミュニティバンク）・貯蓄金融機関・クレジットユニオンがそれぞれの役割を果たしているものと考えられる。

参考までに述べれば、次頁にあるように、金融機関（銀行・貯蓄金融機関・クレジットユニオン）による各州内の事業向貸出額に占める、小規模金融機関によるその割合をみると（06年6月末）、多くの州で全米平均を超えかつその平均越えの幅が大きいことが分かる。当該州の多くは貸出マーケットが小さい州であるため、そのようなところでなければ小規模金融機関のプレゼンスは大きくないという見方もできるが、逆にこうした地域において小規模金融機関の役割は不可欠で、Sコーポ銀行の仕組みなどがこれを支えている側面がある。大規模マーケットにも小規模金融機関の存在意義があることは協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ第2回で述べたところである。

わが国の協同組織金融機関は定期的に（月に数回）営業職員が顧客を訪問し、集金・振込み等の事務手続きから、資金や経営全般に関する相談に乗るとというのが一般的であるが、米国の協同組織金融機関やコミュニティバンクもそのような営業スタイルなのか。（渡邊委員）

（内田准教授）

コミュニティバンクとクレジットユニオンでは業務範囲が異なり、コミュニティバンク内でも規模や地域によって営業のスタイルは様々だが、通常はリレーションシップバンキングを展開している。リレバンでも担保を取るのが普通で、不動産担保融資でなければ、動産を担保に取るため、その状況把握が必要でありそれ自体が企業の状況を知る良い機会となる。

なお、中小企業の多くは移動時間 10 分以内の銀行と取引をしていることもあり、コミュニティバンクが相手先を訪ねての集金業務を独立して（無料で）行っているようには思われない。

協金 WG2-3 資料では貯蓄金融機関 (mutual thrift) が取り上げられているが、スーパーやホテルなど、一般事業を兼業できる単一貯蓄金融機関 (unitary thrift) については、その一種と考えてよいか。また、現在、新たな unitary thrift は認可されないが、その背景についてご教示願いたい。(金融業と一般事業法人との境界線を超える例外として注目しているため) (久保田委員)

(内田准教授)

単一貯蓄金融機関とは、正確には貯蓄金融機関を一つだけ保有する、単一貯蓄金融機関持株会社 (Unitary Thrift Holding Companies) で、例外的に銀行業と一般事業の兼業が認められていた。しかし、99年11月成立のグラム・リーチ・ブライリー法で、銀行業と一般事業の分離原則に則り兼業が禁止された。同年6月に提出されたウォルマートによる貯蓄金融機関の買収申請も同法に阻まれた。

近年では、銀行類似の州法の金融機関・勤労者貸付会社 (ILC) を通じ、ウォルマートなどが銀行業への参入を試みたが(その後申請取り下げ)、巨大資本の地元資本 (メインストリート) への参入について強い反発が起こった (連邦議会に抜け穴封じの法案が提出・審議されている)。

日本の信用金庫・地域信用組合の場合、会員・組合員の総会（総代会）参加による経営者へのチェック機能は、規模の大きい信用金庫等の中くらい以下の信用金庫等よりも弱いと考えられるが（会員等と経営者との距離が遠くなるため）、アメリカの信用組合の場合、規模の大きい信用組合と小さい信用組合との組合員の参加意識、チェック機能は異なるか。（宮村委員）

（内田准教授）

クレジットユニオンの個々の性格にもよるため一概には言えないが、規模が大きくなると組合員の参加意識が低くなる可能性はある。総会理事選挙について言えば、大規模クレジットユニオンでも、投票のしやすい方法を選択し、定款で総会の定足数のハードルを高くすることで参加を促すことは理屈上可能である（次頁も参照）。

協金 WG2-3 P12 において、総会の理事選挙方法は 4 類型示されているが、どの方法が主流なのか。または、信用組合のコモンボンドの種類によって採用されるやり方が異なるのか。（宮村委員）

（内田准教授）

コモンボンドの種類と理事選挙の方法に関係はない。クレジットユニオンの規模が大きくなるほど、i～iv（注）の数字の大きい類型が適しているように考えられるが、4 類型の採用分布などのデータは見たことがない。ただし仕組みとしては、i では投票が総会に限られる一方で、総会でのフロアーによる理事候補者が認められるといった仕掛けがある。

（注） クレジットユニオン理事選挙方法の 4 類型

- i 総会で指名委員会による候補者とフロアーによる候補者に基づき投票が行われる。
- ii 総会で指名委員会による候補者と組合員の 1% 以上の事前申請による候補者に基づき投票が行われる。
- iii 指名委員会による候補者と組合員の 1% 以上の事前申請による候補者にもとづき、総会の 10 日以上前に、24 時間設置された投票箱か投票機械で投票する。また、事前投票をしていない組合員は総会会場で総会前に投票を行い、総会で事前投票と合計された結果が発表される。
- iv 指名委員会による候補者と組合員の 1% 以上の事前申請による候補者に基づき、総会の 5 日以上前までに、電子的手段（電話や電子メール）や郵便で事前投票をして、総会で結果が発表される。

「地域」がコモンボンドの信用組合とその他のコモンボンドの信用組合とを比較した場合、組合員の経営チェック機能に違いはあるか。 （宮村委員）

（内田准教授）

法的な仕組み自体に違いはない。参加意識などについては、地域の中でもその地域特性などによって異なるところもある。

協金 WG2-3 資料 6 によれば、アメリカのクレジットユニオンでは信用保証が認められているが、これは制限付きと考えてよろしいか。

また、アメリカのクレジットユニオンは、日本と同様に、有価証券投資やシンジケートローンへの参加が認められているか。仮に、有価証券投資等が認められているとしたら、そこには員外貸付制限の抜け道的な運用はなされていないのか。 (久保田委員)

(内田准教授)

部分保証である。なお、クレジットユニオンの主要な貸出はオートローンと住宅ローンであり、担保が明確で、かつ CUNA Mutual Group は団体信用生命保険等を提供している。

協金 WG2-3 資料 3 にあるように、クレジットユニオンは、その業務の中心は預金の受入及び貸出業務で、投資については国債・政府保証債、貯蓄金融機関への出資、クレジットユニオンにサービスを提供する企業への出資等が認められている。パーティシペーション・ローン（いわゆる協調融資）をオリジネートしたり参加したりすることはできるが、その範囲はクレジットユニオンの貸出に適合するものに制限される。

フランス、ドイツ、オランダはどのような歴史・文化・社会的な変遷・背景を経て、それぞれの国において今日のような協同組織金融機関となったのか、すなわち、各国におけるどのような事情が、現在に至る協金の進化に影響を与えてきたのか。（佐藤委員）

（山村准教授）

ドイツでは、最初から大資本や政府の影響から独立するために協同する組織という考え方が強く、商業銀行や公設の貯蓄銀行と互角に競争を行っており、競争のために自前の（預金等）保護基金等を設け、また、ドイツ金融恐慌後の1934年法改正で地方監査連合による会計検査・業務監査が義務化されている。

フランスでは、もともと国家の社会政策と金融機関との関連が強く、また、たとえば農業信用協同組合は規模が雑多であった。しかしながら、1980年代の地方分権政策とEU金融市場統合の推進にともなって、金融組織としての自主性や適性規模が求められたため、中央機構を後見役とし信連（地域銀行）に金融機能を移して一気に大再編を行ったのである。

欧州において、金融市場に占める協同組合金融機関のシェアはどのような推移をたどっているのか。
(今松委員)

(山村准教授)

EACB が発表している統計資料の中で、EU 加盟国全体における預金と貸出のシェアについて推定値が掲載されている。

それによると、預金と貸出のシェアは以下のとおりである。

2004 年	預金シェア 17%	貸出シェア 15%
2005 年	預金シェア 19%	貸出シェア 15%
2006 年	預金シェア 20%	貸出シェア 14%

協金 WG2-4 P13 のクレディ・アグリコル・グループの十字型相互保証制度について、地域銀行に対する差押債権者や倒産管財人が現れた場合、中央機構の債務は法定債務なので支払義務が残存し、他の地域銀行も契約に基づく保証債務を負う中、当該地域銀行の債務だけは契約債務なので第三者である差押債権者等を拘束せず、一方的に支払を免除されるように思うが、この考え方でよいか。

もしそうであれば、十字型相互保証制度は中央機関と支払不能以外の地域銀行の信用リスクだけを高め、支払不能の地域銀行の債権者に債務保証を与える結果になる（経済学的には中央機関や他の地域銀行のシステムック・リスクをチェーン・リアクションで高めてしまう）ように思うが、なぜ格付機関はこの十字型相互保証制度を高く評価するのか。（久保田委員）

（山村准教授）

クロス・ギャランティーは、御指摘のように、倒産時の「貸倒リスク」は削減できないかもしれない。しかし一つの機関の倒産リスクは全ての傘下機関がかぶるのだから、お互いに監視しあったり、代表して強力に検査・監督する組織を供えることが共通の利害である。そしてフランスやオランダで後者の役目を負うのが中央機関である。このように、クロスギャランティー制度は、連帯責任制度により相互監視・中央機構の監視の実効性を高め「倒産リスク」それ自体を削減する制度とみなされて評価されるのではないかと考える。

協金 WG2-4P39 に「地域住民の代表が信頼性を証明した」「貸し倒れの可能性は低い」「企業に信用供与する」とあるが、十分な担保があっても地域住民の代表が支持しない企業には貸付できないということか。

仮にそうだとすると、マイノリティに対する信用排除の問題は生じないか。

(久保田委員)

(山村准教授)

借手の信頼性の判断は、犯罪歴・非行歴の有無や真面目かどうかといった定性的な信用情報によるスクリーニングを指すだろう。社会的排除との関連は調査していないが、協同組織の目的は共通利害のある借手に優先的にサービスを提供することだから、コモンボンド外の者に対するサービスが後回しになる可能性は原理的に存在するといえる。しかしその場合でも、既存のコモンボンドに属さない者は、勢力が大きければ独自の協同組織を設立し、社会的弱者であればケス・デパーニュ（郵貯の一部を協同組織化したもの）のような社会性の高い組織を利用するだろう。市場が十分に競争的であれば市中銀行も参入してくるだろうし、外国人やイスラーム系住民であれば、民族系・宗教系の国内又は外国銀行もサービスを提供するであろう。実際のところ、同じ地域に住んでいれば民族が違ってコモンボンドが成立し、会員となり、役員となることもある。たとえばオランダでは、エジプト移民の薬剤師が地元ラボバンクの監事に就任したことが 2002 年の年次報告に載っている。

中央機関であるクレディ・アグリコルにしる、ラボ・バンクにしる、DZ銀行にしる、商業銀行とほぼ同じ土俵で競争を繰り広げているようであるが、今後とも、協同組合性は維持されるとみてよいか。
(今松委員)

(山村准教授)

逆ピラミッド型・原則として一人一票・組合員が役員となるなどのガバナンスシステムの特徴は維持されていこう。組合員の支援という目的も変わらない(組合員には、事業者だけでなく、農業者、生活者もなれることに注意が必要である)。ただし近年EU協同組織命令を受けて、各国の協同組合に導入された「支援会員」「投資会員」(注)という制度が各国でどう影響を与えていくのか注視すべきである。

(注)

支援会員 出資を要しない会員。理事が会計や法律のプロとは限らず、業務執行や監督が機能しないという問題を解決するために導入された制度。従来、ドイツでは雇われ経営者も形だけの出資をして会員になっていたが、それが不要になる。

投資会員 協同組合のサービス利用ではなく、単に配当を受けることを目的に出資する会員。

中央機関は最後の貸し手の機能をどのように担っているのか。

(今松委員)

(山村准教授)

ここでの「最後の貸手機能」が流動性や資金の調整という意味であれば次のようになる。中央機関は、「銀行の銀行」として傘下の機関から、「商業銀行(市中銀行)」として資本市場から資金を集め、銀行間市場を通じて、傘下組織に流動性・投資性資金を供給している。そのリスク負担はドイツでは地方ギャランティー連合、フランス・オランダではクロスギャランティーで担っていると思われる。なお、国の中央銀行による最後の貸手機能のことであれば、たとえばドイツでは、BVRも含めた各業界とブンデスバンク(中央銀行)が設立したリコバンク(流動性コンソーシアル銀行)が流動性を供給する。リスクはそれぞれの業界の預金保証基金等が担い、ブンデスバンクの負担を避けている。

わが国の協同組織金融機関は定期的に（月に数回）営業職員が顧客を訪問し、集金・振込み等の事務手続きから、資金や経営全般に関する相談に乗るとというのが一般的であるが、欧州の協同組織金融機関もそのような営業スタイルなのか。（渡邊委員）

（山村准教授）

中小企業や富裕層には担当者による綿密な関係管理が行われて総合金融サービスが提供されるから、この点は日本の営業スタイルと基本的に変わらないといえよう。ただ、いわゆるドブ板を踏む営業スタイルで小口資金集めや金融商品の販売を行うのは、生命保険や住宅積立貯金を除くと、日本独自のものであろう。小口の金融取引の制度として、ヨーロッパでは、移動支店（自動車店舗）が古くから存在しているし、個人の給与口座が振替口座だから普段の取引で預貯金通帳を用いないという違いも重要かもしれない。